

四三九 遊戯場、娛樂場業

四六〇 皇室事務(他に分類せられざるもの)

一二四 獸醫業、裝蹄業

一一五 接客業

四六一 神社

四八三 獸醫業

四四〇 旅館、下宿業

四六二 國家事務(他に分類せられざるもの)

四八四 裝蹄業

四四一 料理店、飲食店業

四六三 地方事務(他に分類せられざるもの)

一二五 著述業、藝術、遊藝

四四二 貸席、待合、置屋、貸座敷業

四六四 陸軍(他に分類せられざるもの)

四八五 著述業、文藝

一一六 其の他の商業

四六五 海軍(他に分類せられざるもの)

四八六 繪畫、彫塑

四四三 持株會社

一二〇 法務

四八七 音樂、舞踊

四四四 葬儀業

四六六 辯護士、辨理士事務所

四八八 其の他の藝術、遊藝

六 交通業

四六七 執達吏役場、公證人役場、司法書士事務所

一一七 運輸業

一二一 教養

四四六 鐵道、軌道業

四六八 學校

四四七 乘合自動車運輸業

四六九 圖書館、博物館

四四八 旅客自動車運送業

四七〇 其の他の教育

四四九 貨物自動車運送業

一二二 泉教

四五〇 小運送業

四七一 神道

四五一 其の他の陸上運輸業

四七二 佛教

四五二 船舶運輸業

四七三 基督教

四五三 航空輸送業

四七四 其の他の宗教

四五四 回漕業

一二三 醫療、衛生

四五五 其の他の運送取扱業

四七五 醫業

一一八 通信業

四七六 助産婦業

四五六 郵便、電信、電話業

四七七 看護業

四五七 ラヂオ放送業

四七八 按摩、鍼灸業

四五八 ニュース供給業

四七九 其の他の醫療業

七 公務自由業

四八〇 理髮美容業

一一九 公務

四八一 浴場業

四八二 清掃業

八 家事業

一二七 家事業

四九四 家事業

九 其の他の産業

一二八 其の他の産業

四九五 其の他の産業

一〇 無業

一二九 無業

四九七 無業

拓務省分課規程の一部改正

拓務省分課規程は一部改正をみ昭和十五年十一月十三日より施行せらるゝに到つたが、その内特に人口植民問題に關係ある條章を掲ぐれば次の如くである。

第十七條 拓北局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 滿洲其ノ他拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ニ關スル事項
- 二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

第十八條 拓北局ニ監理課、開拓課、青年課及輔導課ヲ置ク

第十九條 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 局内各課事務ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 滿洲拓植公社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 滿洲拓植委員會ニ關スル事項

第二十條 滿洲開拓青年義勇隊訓練本部ニ關スル事項

- 一 移植民團體ノ助成ニ關スル事項
- 二 移植民ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項
- 三 開拓地調査ニ關スル事項
- 四 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十一條 青年課ニ於テハ滿洲開拓青年義勇隊ニ關スル宣傳、募集、訓練、送出、助成及保護ニ關スル事務ヲ掌ル

- 一 滿洲開拓民ノ指導員ニ關スル事項
- 二 女子ニ對スル滿洲開拓思想ノ啓發宣傳ニ關スル事項
- 三 滿洲開拓勤勞奉仕ニ關スル事項
- 四 滿洲開拓民ニ關スル一般的厚生保護施設ニ關スル事項

第二十二條 輔導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 滿洲開拓民ノ指導員ニ關スル事項
- 二 女子ニ對スル滿洲開拓思想ノ啓發宣傳ニ關スル事項
- 三 滿洲開拓勤勞奉仕ニ關スル事項
- 四 滿洲開拓民ニ關スル一般的厚生保護施設ニ關スル事項

第二十三條 拓南局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ニ關スル事項
- 二 他局ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 二十四條 拓南局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク
- 二十五條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 海外拓殖事業ニ關スル物資ノ需給調整ニ關スル事項
- 四 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項
- 五 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

- 二十六條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
- 二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖體ノ助成ニ關スル事項
- 四 長崎移住教養所ニ關スル事項
- 二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第二十四條 拓南局ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 海外拓殖事業ニ關スル物資ノ需給調整ニ關スル事項
- 四 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項
- 五 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十五條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外南方ニ對スル施策ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二 臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 海外拓殖事業ニ關スル物資ノ需給調整ニ關スル事項
- 四 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項
- 五 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

- 二十六條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
- 二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖體ノ助成ニ關スル事項
- 四 長崎移住教養所ニ關スル事項
- 二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第二十六條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
- 二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖體ノ助成ニ關スル事項
- 四 長崎移住教養所ニ關スル事項
- 二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
- 二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖體ノ助成ニ關スル事項
- 四 長崎移住教養所ニ關スル事項
- 二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第二十八條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
- 二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖體ノ助成ニ關スル事項
- 四 長崎移住教養所ニ關スル事項
- 二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

第二十九條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
- 二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖體ノ助成ニ關スル事項
- 四 長崎移住教養所ニ關スル事項
- 二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

- 三十條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
- 二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖體ノ助成ニ關スル事項
- 四 長崎移住教養所ニ關スル事項
- 二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

- 三十一條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項
- 二 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 第三課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外海外拓殖體ノ助成ニ關スル事項
- 四 長崎移住教養所ニ關スル事項
- 二十七條 第三課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 中南米方面ニ於ケル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

導ニ關スル事項

- 一 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 二 同方面ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 三 同方面ニ關スル移植民團體ノ助成ニ關スル事項
- 四 海外移住組合ニ關スル事項
- 五 日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 六 神戸移住教養所ニ關スル事項

厚生省社會局の優良多子家庭表彰に關する附帶調査の發表

厚生省に於ては本年十一月三日の佳日に際し全國の優良多子家庭一萬三百三十六家庭に對して表彰を行つたが、同省社會局が各道府縣の集計表を基礎として集計せる附帶調査の結果を掲ぐれば以下の如くである。

に關する附帶調査の發表

因に優良多子家庭とはすでに本誌第一卷第三號所載の如く左の各號に該當するものをいふ。

(1) 父母を同じうする滿六歳以上の嫡出の子女十人以上を自ら育成したること。

(2) 子女(六歳未滿の子女をも含む以下之に同じ)中死亡したる者無きこと。但し戰役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡したる者は之を生存者と看做すこと。

(3) 子女は何れも心身共に健全なること。但し戰役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なるものと看做すこと。

(4) 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること。

(5) 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること。

(6) 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること。

(7) 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること。

(8) 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること。